

- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらすおそれがある病気として環境省令により定められた次の病気にかかっている者
- ア 統合失調症
- イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
- ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- 2 試験等の内容
- (1) 狩猟免許試験内容
- ア 狩猟に関する知識試験
択一式の筆記試験により、法及び法施行令、猟具並びに鳥獣に関する知識について行う。
- イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
- ウ 狩猟に関する技能試験
狩猟免許の種類（網・わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。
- ※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験に合格した者のみに適性試験、技能試験を実施する。
- (2) 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習
- ア 狩猟に関する適性検査内容
視力、聴力及び運動能力について行う。
- イ 狩猟に関する講習内容
法及び法施行令、狩猟鳥獣の判別並びに猟具の取扱いについて行う。
- 3 試験等の日程及び場所
- (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおり
- (2) 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおり
- 4 申請手続
- (1) 申請書類の請求先
申請書類の請求先は、熊本県各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課及び熊本県環境生活部自然保護課並びに社団法人熊本県猟友会とする。
- (2) 申請書類の提出先
ア 申請者の住所地を所管する熊本県各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課とし、熊本市内に住所を有する者の提出先は熊本県環境生活部自然保護課とする。
- イ 第2回目の狩猟免許試験についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
- ウ 平成17年9月4日実施の狩猟免許更新のための適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
- (3) 申請書類の受付期限
狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の実施日の10日前までに必着のこと。
- (4) 提出書類等
- ア 狩猟免許試験
- (ア) 狩猟免許申請書 1部
- (イ) 写真（申請前6か月以内の撮影で、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートル） 1部
- (ウ) 1の(2)から(4)までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書1部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証を提示することにより、これに代えることができる。）
- (エ) 80円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
- イ 狩猟免許更新
狩猟免許更新申請書 1部
※ 以下狩猟免許試験の提出書類に同じ。
- (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許更新申請手数料
熊本県手数料条例（平成12年条例第9号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
- ア 狩猟免許申請手数料5,300円。ただし、既に網・わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつ

ては、4,000円。

イ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円

5 試験等当日の携行品

- (1) 受験票
(2) 筆記用具

6 その他

- (1) 天災その他特別の事由により実施日時及び場所等を変更することがある。
(2) 不明の点は、熊本県各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課及び熊本県環境生活部自然保護課に問い合わせること。

別表1 狩猟免許試験実施日程及び会場

(1) 知識試験

区分	日 程	場 所
第1回目	平成17年7月3日（日）	熊本県各総合庁舎会議室 （熊本市内においては熊本県庁会議室）
第2回目	平成17年8月7日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室

(2) 適性試験及び技能試験

区分	日 程	場 所
第1回目	平成17年7月23日（土）	熊本県球磨総合庁舎大会議室
	平成17年7月24日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室
第2回目	平成17年8月21日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室

別表2 狩猟免許更新に関する適性検査並びに講習の実施日程及び会場

日 程	場 所
平成17年6月29日（水）	熊本県菊池総合庁舎大会議室
平成17年7月2日（土）	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成17年7月10日（日）	熊本県鹿本総合庁舎会議室
	熊本県芦北総合庁舎大会議室
	熊本県立大学新講義棟中講義室1
平成17年7月28日（木）	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成17年7月31日（日）	熊本県上益城総合庁舎大会議室
平成17年8月5日（金）	熊本県宇城総合庁舎大会議室
平成17年8月6日（土）	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
平成17年8月10日（水）	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成17年8月24日（水）	熊本県玉名総合庁舎大会議室
平成17年9月4日（日）	熊本県立大学第16講義室

熊本県公告第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鞍岳東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営鞍岳東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）計画書の写し

2 縦覧期間

平成17年5月26日から平成17年6月22日まで

3 縦覧場所

菊池市役所

熊本県公告第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市宮内字松ヶ浦 1057 番 20 の一部、同 1057 番 21、同 1057 番 22、同 1957 番 28、同
字下井手道 1092 番 27、同 1092 番 28 の一部、同 1092 番 35 の一部及び同 1093 番 7
2,084.71 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市荒尾 4186 番地 28
株式会社高木石油

熊本県公告第 422 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、農業用道路	天明南部	平成 9 年 12 月 25 日	平成 17 年 3 月 31 日	熊本県

熊本県公告第 423 号

平成 17 年 1 月 19 日付けで植木町長富田元利から協議のあった一安地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 17 年 5 月 17 日付けで同意した。

平成 17 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 424 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（大摩原地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

